

事務連絡
令和3年12月22日

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金担当課（室）御中

内閣府本府令和3年経済対策世帯給付金等事業担当室

入所措置等が執られている障害者及び高齢者に係る
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金関係事務処理について

今般、「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について」（令和3年12月21日付け府政経運第423号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知）により、「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領 第2部 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」（以下「支給要領」という。）を定めたところですが、入所措置等が執られている障害者及び高齢者に係る事務処理について、別添の通り運用指針を定めましたのでご連絡いたします。

本事務連絡の運用及び管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知について、特段の配慮をお願いします。

また、措置を行う市町村におかれましては、施設職員等の関係者への周知について、特段の配慮をお願いします。

本事務連絡については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部及び老健局とも調整済であり、本事務連絡の趣旨については、厚生労働省の関係部局から、各都道府県の障害福祉、高齢者福祉担当課室に対し、別途連絡する予定であることを申し添えます。

入所措置等が執られている障害者・高齢者に係る
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金関係事務処理について

第一 措置入所等障害者・高齢者の定義

- 1 「措置入所等障害者・高齢者」とは、「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」をいう。
- 2 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条第 1 項若しくは第 2 項又は知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 4 若しくは第 16 条第 1 項第 2 号の規定による措置が執られている者（措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして市町村長等が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）
- 3 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 10 条の 4 第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定による入所等の措置等が執られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

第二 本事務処理の対象者

措置入所等障害者・高齢者は、特段の事情がなければ、施設等が所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）に住民票を移すこととなるため、基準日（令和 3 年 12 月 10 日。以下同じ。）までに住民票を移した場合、原則どおり、支給要領第 1 の 1 (1) に規定する令和 3 年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯に対する給付金の支給は、基準日時点での措置入所等障害者・高齢者の住民票の所在する市町村（以下「住民票所在市町村」という。）が行うこととなる。

一方で、諸事情により、施設等の所在地に住民票を移していない場合においても、措置入所等障害者・高齢者は、当該施設等において独立した生計を営むものとみなし、本事務処理を行うものである。

第三 施設等の所在地に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に係る給付金の支給市町村

施設等の所在地に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に係る給付金の支給市町村は、入所等の措置を講じた市町村（以下「措置市町村」という。）とする。

第四 事務処理の流れ

措置入所等障害者・高齢者に係る給付金については、措置市町村において、措置入所等担当課室から給付金担当課室に対して、措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供を行うことにより、対象者となる措置入所等障害者・高齢者に支給要領第4の1（1）に規定する確認書（以下「確認書」という。）を送付し支給する。

具体的には、措置市町村の措置入所等担当課室において、当該措置市町村が入所措置を講じた措置入所障害者・高齢者のうち施設等の所在地に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者のリスト（以下「支給対象者リスト」という。）を作成し、給付金担当課室に情報提供を行う。この情報をもとに、給付金担当課室は、支給対象者リストに掲載された者の課税状況を確認し、住民税均等割非課税である者に対し、確認書を送付する。措置市町村は、支給対象者から提出された確認書の内容を確認の上、給付金を支給することとなる。

第五 個人情報保護に関する考え方

上記の措置入所等障害者・高齢者に関する個人情報の取扱いについては、当該措置市町村の一般的な個人情報の取扱いに応じ必要となる手続を行うことになる。

ただし、本給付金は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の「特定公的給付」に指定されている。

これにより、同法第11条の規定に基づき、別表第1告示（注）に明示されている情報について、住民票所在市町村や措置市町村の長の求めに対し、他の自治体の長が施設入所者等に関する資料の提供を行うこと及び市町村内の異なる部局間で資料の提供を行うことは、各自治体の個人情報保護条例上の目的外利用の適用除外の要件としての「法令の規定に基づく場合」に該当するものと一般的には考えられる。

（注）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十三条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（令和三年内閣府・総務省告示第一号）第5号